

<報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和8年7月31日

建設業の営業停止処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業を営む者に対する営業停止処分を行いました。

1 被処分者

商号	株式会社東武土木
主たる営業所の所在地	埼玉県久喜市吉羽三丁目18番地6
代表者の氏名	日下部 岳野
許可番号	なし

2 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

・停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

・期間

令和8年7月31日から同年8月2日までの3日間

3 処分年月日

令和8年7月24日

4 処分の原因となった事実

株式会社東武土木は、令和6年7月25日付けの廃業により許可を受けていない状態となったにもかかわらず、その後、軽微でない建設仕事を複数請け負った。

これは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号の「請負契約に関し著しく不誠実な行為」に該当する。

(参考：関連法令抜粋)

建設業法

(建設業の許可)

第3条 建設業を営もうとする者は、(中略)知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

2～6 (略)

(指示及び営業の停止)

第28条 (略)

2 (略)知事は、(中略)許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合(中略)、必要な指示をすることができる。

一 (略)

二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき。

3 (略)知事は、(中略)許可を受けないで建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき(中略)、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。